

輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て

平成12・03・27貿第1号輸入発表第34号(12.3.31)

- 改正①平成12・04・18貿第1号輸入発表第1号(12.4.27)
- ②平成12・12・14貿第1号輸入発表第38号(12.12.27)
 - ③平成13・05・22貿第1号輸入発表第16号(13.6.1)
 - ④平成13・09・19貿第5号輸入発表第27号(13.9.27)
 - ⑤平成15・01・28貿第3号輸入発表第29号(15.2.3)
 - ⑥平成16・12・13貿第1号輸入発表第17号(16.12.24)
 - ⑦平成17・6・24貿第7号輸入発表第14号(17.6.28)
 - ⑧平成17・12・02貿第3号輸入発表第25号(17.12.12)
 - ⑨平成18・03・16貿第2号輸入発表第39号(18.3.27)
 - ⑩平成19・02・28貿第3号輸入発表第30号(19.3.6)
 - ⑪平成22・02・04貿局第2号輸入発表第22号(22.2.16)

上記の件について、下記により輸入割当てを行うこととし、平成12年4月3日から施行します。

なお、昭和47年2月17日付け輸入発表47第130号(輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て)は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 書面申請手続 ②③⑦⑩

(1) 申請書類

- ① 輸入割当申請書 2通
- ② 申請理由書(別紙様式のもの) 1通
- ③ 運送業者等による当該運送事故等の存在及び貨物の実際の損傷数量を説明する書類 1通
- ④ 運送業者等に対するクレーム請求書 1通
- ⑤ 旧輸入割当証明書 正本及び写し各1通
- ⑥ 旧輸入承認証 正本及び写し各1通
- ⑦ 当該運送事故等に係る貨物のインボイス 1通
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められることがある。

(2) 提出先

- ① 経済産業局で交付された輸入割当証明書に基づき輸入の承認を受けた貨物に係る運送事故等の場合には、関東、近畿、中部の各経済産業局(東京、横浜、神戸の通商事務所を含む。)
- ② ①以外の場合 貿易経済協力局管理部貿易審査課又は貿易審査課農水産室

(3) 輸入割当証明書の交付

再輸入割当貨物の輸入割当てが行われた場合には、旧輸入承認証の原本に、再輸入貨物割当済の旨を押印のうえ返還する。

2 **提出期限** ①

原則として当該運送事故等の発生後1年以内とする。ただしやむを得ぬ事情により1年以内に提出できない場合には、この限りでない。

3 **割当基準** ②①

経済産業大臣は、申請書類等を審査して、原則として実際の貨物の損傷数量の再割当てを行う。ただし、当該貨物を再割当てすることが、国内における需給関係からみて、妥当でない場合等はこの限りでない。

4 **その他** ①

この輸入発表に基づく輸入割当ての申請は、当該運送事故等に係る旧輸入割当証明書の割当欄の表示に応じ、数量又は金額により行う。

申請理由書②

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電話番号

平成12年輸入発表第34号に基づき運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当てについて、下記のように申請します。

記

- (1) 旧輸入割当証明書番号
 - (2) 旧輸入承認証番号
 - (3) 商品名及び数量(金額)
 - (4) 運送事故等の内容及び理由
 - (5) 運送事故等の発生年月日
 - (6) 再輸入割当申請数量(金額)及び算定根拠
- (注) 用紙の大きさはA列4番とすること。